

生活科学 センター だより

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



支払う前に相談を

〔相談〕

スマホに「アダルト動画サイトの利用料の確認がとれない。連絡がなければ法的手続きを行う」とメールが届いた。

記載された番号に電話をすると、「通信料が延滞となっている」と言われ、支払いはネット通販サイトのギフトカードをコンビニで購入するよう指示された。ギフトカード29万円分を購入し、カードの識別番号を伝えた。

その後も多数のメールが届くので不安になり、ネットで検索した「漏えいした個人情報削除する」という業者に相談した。15万円で削除すると言われ、早くしないと大変なことになると急かされている。

(60歳代男性)

〔処理〕

最初のメールは、不特定多数に送信された架空請求と思われるので、支払う必要のないお金を騙し取られた詐欺だと説明し、警察に被害を届けようという助言しました。

詐欺業者相手に個人情報削除することは困難なため、ネットで検索した業者も詐欺の可能性が高いと思われる。絶対に支払わず、連絡もしないように伝えました。

今後の対策として、迷惑メール設定することや、電話番号・メールアドレスを変更することを勧めました。

〔アドバイス〕

ネット通販サイトのギフトカードは、主に「サーバー型」と呼ばれるプリペイドカードです。サーバー型プリペイドカードは、発行会社の管理するサーバーにその価値が

記載されているため、カードそのものが手元に無くても、カードに記載された番号をインターネット上に入力して使用できるものです。したがって、サーバー型プリペイドカードの番号を伝えることは購入した金額分のカードの価値を相手に渡したことになります。

業者がプリペイドカードを取得しようとする背景として、消費者からの入手が簡単であること、悪用しても業者の所在地や連絡先が特定されにくいこと、その他、プリペイドカードを高い還元率で買い取る業者が存在していることが考えられます。

そして、プリペイドカードの購入を指示した業者とはカード番号を伝えた後に連絡が取れなくなるが多いため、業者に直接交渉して返金を求めることは困難です。

また、「被害を回復してあげる」「漏えいした個人情報削除してあげる」などと言って現金を請求する業者も詐欺だと思われるので、ネット検索した情報を全て信用しないようにしてください。

連絡する前に、支払う前に相談してください。万が一、支払ってしまったら、声を上げることが大切です。センターに相談し、警察

に被害を届ける行為が、新たな被害者をつくらない一助となります。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火・金曜日
9時～16時

神崎郡消費生活中核センターは、文化センターの敷地内にあります。
(月曜日は休館日)

多重債務者無料相談会

日時 12月12日(土) 13:30～16:30
場所 姫路職員福利センター(姫路総合庁舎敷地内)
面談方法 面接相談(事前予約制)
予約・問い合わせ先
兵庫県中播磨消費生活創造センター ☎079-281-6023

文化センター行事予定(11/20～12/19)

神崎学園
日時：12月3日(木) 13:20～15:20 専門講座
12月17日(木) 10:00～12:00 専門講座
福寿学園
日時：12月3日(木) 10:00～12:00 専門講座
12月10日(木) 10:00～12:00 専門講座

老人大学一般教養講座(公開講座)
日時：12月17日(木) 13:20～15:00
演題：「エンディングノート～私の歩いた道、そしてこれから歩く道～」
講師：相続手続き支援センター 米田貴虎さん
サルビアセミナー(公開講座)
日時：11月20日(金) 13:30～15:00
演題：「真田幸村と戦国時代～2016年NHK大河ドラマ『真田丸』を通して～」
講師：古典文学講師・パニラシティ代表 森田充代さん
*上記公開講座は、一般の方も参加できます。どうぞ、お越しください。

町長と議会議員の選挙

町長
嶋田正義

人口増や複雑多様化する社会の進展によって、政治は全員が参加して決定する直接政治から、代表を選んで運営する間接政治に変わってきました。

日本国憲法は「主権が国民に存することを宣言し」政治は「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動する」と記述しています。

地方の政治もほぼこれに準じて、選挙によって選出された首長と議員によって進められます。

さて、町長と議員補欠選挙は12月6日投票で行われます。町長と議員は町政運営に責任を持つ点は共通ですが、それぞれの役割分担は違っています。町長は議会に提案する条例案や予算案を作り、議会で決定した内容を執行することとはできませんが、提出した議案を審議し決定することはできません。決定する権限は議会にあります。議員は日常生活や議案審議を通して、町政や町長をチエックし、公正な町政運営の見張り役を果たしています。



第41回
遠野市産業まつり

このように、町長と議員の役割を分けているのは、独裁政治を防止するために考え出されたいい制度だと思えます。選挙になれば、候補者は政策や公約を発表し、有権者は候補者の人格と主張をしつかりと比較検討し、一番いいと思う人に投票することになります。

ところで、忘れてならないのは、主権者は町民一人ひとりだということです。選挙の時も、そうでないときも、町民は選んだ代表がしっかりと仕事をしているかどうかを見守り、励ましたり、批判したりしなければなりません。

町長も議員も白紙委任状をもらったと勘違いして、公約違反をしたり、町民の願いに逆行したりしないように気を付けなければならないと思います。よく考えて投票しましょう。

もちむぎクッキングレシピ④

もちむぎのすいとん



作り方

もちむぎ粉に水を少しずつ加え、好みの柔らかさに練る。たっぷりの湯の中にスプーンで落とし入れて茹でる。色が変わり浮いてきたら取り出す。

大根、にんじん、里芋はいちょう切り、ごぼうはさがきにして水にさらす。こんにゃくは茹でてから短冊切り、しいたけはうす切り、ねぎは小口切り、鶏肉は一口大に切り、油揚げは短冊切りにする。

鍋にごま油を入れ、鶏肉を炒め、焼き色がついたら火の通りにくい野菜から順に軽く炒める。だし汁を加え、こんにゃく、油揚げも入れる。野菜が柔らかくなったら味噌で調味する。

のすいとんを加えて、ねぎを散らす。

旬の野菜をたっぷり入れて、
身も心も温まる、懐かしい味の
すいとん汁で、食欲の秋を満喫!

材料 (6人分)

もちむぎ粉...200g	ねぎ...1本
大根...150g	鶏肉...200g
にんじん...50g	油揚げ...1枚
里芋...200g	味噌...100g
ごぼう...50g	ごま油...大さじ1
こんにゃく...100g	だし汁...1200cc
しいたけ...3枚	

毎月11日はもち麦の日

家族や仲間
もち麦を食する日



もち麦産地振興協議会



家族の大切さ

福岡西中学校3年

小國晴香

祖父が死んで二年になります。中学一年生、一学期の終業式の日、僕はいつもと変わらず登校し、終業式を終え、中学校で初めての夏休みを目の前にたくさんの期待と宿題を持って、帰りを歩いていました。交差点で友だちと別れ、いつも通りに家が見える道まで差しかかると、どこか違和感を覚えました。玄関の前には人、そしてパトカーが停まっていた。何が起ったかわからないまま家に入りました。そこには泣き崩れる母と暗い顔をしている兄がいました。混乱する中で僕は兄に何があったのか聞きました。兄はたつたひと言、「おじいちゃんが...。」と言いました。そのひと言ですべてを理解しました。後で聞いた話では、庭で松の木の剪定をしている時に脚立から落下した

そうです。

その次の日に葬儀が行われました。霊柩車に乗せられるのを手伝ったのですが、とても重く感じました。葬儀が淡々と進んでいくにつれて、だんだん実感が湧いてきて、時には涙がこぼれそうになることもありましたが、そんなとき、ふと周りを見ると近所の方や同じ地区の方、見たことのない人たちがまで泣いていました。それを見たときに僕の祖父はこんなにもたくさんの人に愛されていることを実感しました。

祖父の話はもう聞けません。祖父の顔はもう見られませんが、みなさんは家族を大切にしていますか。確かに家族といえど相手は人間です。意見が食い違ってもあります。ケンカをすることもありますが、そんなとき、最初は自分の言いたいことを言います。一つ残らず、すべて相手にぶつけましょう。その上で、正しい答えを見つけたらいいのです。以前、校長先生のお話にこのよう

なものがありました。『正しい』という文字は、一旦止まると書いて正しいという字になる。『そうおっしゃってました。少し振り返ってみ

ると、親や兄弟とケンカをしたとき、ケンカというのは互いの意見が違ったときに起こるものだから、自分には自分の言い分があります。相手の言い分は認めたくありません。でも、そんなとき、「一旦止まって」考えてみましょう。果たして自分に悪いところはなかっただろうか、相手の言い分にも一理あるのではないだろうか。そう思えたならばもう一度伝えたいことをすべて伝えましょう。そうすれば、正しくなるはずですよ。つまり、「一旦止まる」という考え方はすべての人間関係につながると

思います。そうすることで家族を大切に思える、家族から大切に思われる人になれると思います。人はなくなつて初めてそのもの大切さに気づきます。時間も、お金も、物も失つて初めて気づきます。そのものが大切であればあるほど、なくなつてからその重要性に気づきます。でも、家族や友だちは失つてから



福岡東中学校3年 青田祐奈



福岡小学校6年 新在家ゆりか

では遅いのです。大切なものはいつなくなるかわかりません。大切だと思っていなくても、なくなつたら大切さに気づくかもしれません。だから、身の回りの一つ一つのこと、今までは気にしなかった小さなことも失つ前に大切にしましょう。では、どうしたらそんな小さいことまで大切にできるのか。それもまた「一旦止まって」考えることで、今まで見えなかった大切さを見つげることができるとは思いません。今しかないこの時間を、今しかない周りのみんなを、一つ一つを大切にすることによりよい学校生活に、充実した人生になっていくと思います。僕は、昔から自分の家族はとてもしい家族だと思っています。いつかいいので、みなさんも自分の家族を大切に思える日があることを願って終わります。



田原小学校5年 梶原康平

人権標語

怖いのは 誰もが注意をしないこと

福岡東中学校3年
多田紗也佳

みんななかま てをつなごうよ
いいきぶん

高岡小学校2年
平岡溜唯

手をつなぎ いっしょに笑えば
仲良しに

田原小学校6年
齋藤朋佳

守りたいな みんなの笑顔
やさしい心

八千種小学校6年
青田健太郎

国民健康保険加入のみなさんへ 新しい被保険者証を送付します

新しい被保険者証を11月下旬に簡易書留で世帯ごとにお送りします。

現在お持ちの被保険者証は11月30日で使用できなくなり、12月以降に医療機関等にかかれる時は、必ず新しい証を提示してください。

健康保険が変わった時は必ずお届けを！

社会保険等を脱退して国民健康保険に加入する場合
退職、会社の保険の扶養をはずれた時など
社会保険等に加入して国民健康保険を脱退する場合
就職、会社の保険の扶養になった時など

保険税は必ず期限内に納めてください

病院など保険医療機関にかかった時の医療費は、保険医療機関の窓口で支払う自己負担金のほか、国や県からの補助金やみなさんから納めていただく保険税で賄われています。保険税は大切な財源です。必ず期限内に納めてください。
* 保険税を滞納すると、有効保険税を滞納すると、有効

問い合わせ先

- ・ 保険の資格に関すること
健康福祉課 国保医療係
(内線 355・356)
- ・ 保険税に関すること
税務課 国保税係
(内線 342)



特定疾病患者の方へ

原因が不明で治療方法が確立していない特定疾病にかかっている方に対し、見舞金を支給しています。

対象者
兵庫県から「特定医療費(指定難病)受給者証」または「特定医療費(小児慢性)受給者証」(12月1日時点で

有効期間内のもの)の交付を受けている方
申請に必要なもの
受給者証
印鑑
振込先口座を確認できるもの(通帳など)
受付期間
12月1日(火)～25日(金)
問い合わせ先
健康福祉課(内線 354)

柔道整復師(接骨院等)による施術を受ける方へ

接骨院等で施術を受ける場合、健康保険の対象となる場合とならない場合があります。単なる肉体的疲労や肩こりなどは対象とならず、全額自己負担になりますのでご注意ください。

健康保険が使える場合

打撲・捻挫
骨折・脱臼(医師の同意が必要です)

健康保険が使えない場合

- ・ 日常生活のなかの疲れや肩こり・腰痛・体調不良など
- ・ 他の医療機関で治療中の部位について同じ時期に施術を受ける場合
- ・ あんま・マッサージの代わりに利用

施術を受ける場合、「療養費支給申請書」に署名をしなければなりません。負傷原因、傷病名などに誤りがないか確認をしてから署名してください。

施術の受け方を正しく理解することで、医療費の適正化、保険税の上昇抑制にもつながります。

なお、柔道整復師にかかった方に、負傷の原因や施術内容等について照会をさせていただく場合があります。



個人番号カードの申請は『任意』です

マイナンバー『通知カード』(紙製)が11月下旬に郵送されます。

通知カードは、あなたの個人番号をお知らせするためのカードであり、『個人番号カード』(プラスチック製)とは別のカードになります。(右図参照)

通知カードが届いてから、個人番号カードの申請をすることができます。申請は任意です。必要な時に申請してください。

通知カードは他人に見せることなく大事に保管してください。住所や氏名変更の手続きをする時は、必ず持参してください。

個人番号カードは、本人確認の身分証明書となるほか、電子申告(e-tax)時などに必要となるものです。

【通知カード】



【個人番号カード】



個人番号カードの申請をされる方へ

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面、個人番号カードがあれば1枚で済みます。

初回の交付手数料は無料ですが、紛失その他に伴う再交付手数料は有料です。

申請方法は、3通りあります。

通知カードと一緒に届く申請書に必要な事項を記入し、写真を貼り付け、返信用封筒に入れポストへ投函する。

スマートフォンのカメラで顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードを読み取り申請用WEBサイトにアクセスし申請する。

デジタルカメラ等で顔写真を撮影し、申請に使用するパソコンに保存する。申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録して申請する。

写真は本人を特定する大事なものです。パソコン等で絶対修正しないでください。

受け取り時に本人と判定しがたい写真の場合は、『顔認証システム』により判定することになります。本人と認識されない場合は、写真を撮り直し、再度申請していただくこととなります。

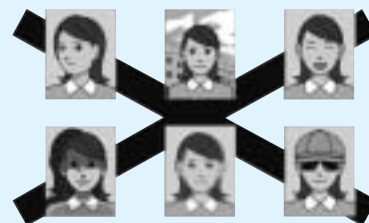
顔写真のチェックポイント



サイズ

(縦4.5cm × 横3.5cm)

- 最近6ヶ月以内に撮影
- 正面、無帽、無背景
- 裏面に氏名、生年月日を記入してください。



- 顔が横向きのもの。
- 無背景でないもの。
- 正常時の顔貌と著しく異なるもの。
- 背景に影のあるもの。
- ピンボケや手振れにより不鮮明なもの。
- 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの。

申請は各自でしてください。交付時に役場の窓口に来ていただき、本人確認の上、個人番号カードを交付します。

お問い合わせは、住民生活課まで(内線374・376)